

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭



新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式規程の一部を改正する規程

条文 別紙のとおり

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式
規程の一部を改正する規程

平成28年 3月28日

訓令第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式規程（平成21年新潟県後期高齢者医療広域連合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式第4号、様式第7号、様式第14号、様式第20号、様式第20号-2、様式第22号、様式第27号、様式第27号-2、様式第27号-3、様式第29号、様式第31号、様式第31号-2、様式第35号、様式第35号-2、様式第35号-3、様式第38号、様式第38号-2、様式第39号、様式第41号、様式第42号、様式第43号、様式第44号、様式第45号、様式第46号、様式第48号、様式第49号、様式第50号、様式第53号、様式第54号、様式第55号、様式第60号、様式第62号、様式第62号-2、様式第63号及び様式65号を次のように改める。

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療障害認定申請却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 8 条第 1 項に基づく障害認定申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

氏 名	
却下年月日	年 月 日
却下理由	

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して 6 か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222（業務課）

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療被保険者証の返還を求める通知書

高齢者の医療の確保に関する法律第54条第4項、第5項、第9項に基づき被保険者証の返還対象者となりましたのでお知らせします。

被 保 険 者 番 号	
氏 名	

※審査請求及び取消訴訟

(1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）

(2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）

(3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内

電話番号 025-285-3222（業務課）

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療（基準収入額適用、一部負担金減額・免除・徴収猶予、食事療養標準負担額差額、生活療養標準負担額差額、療養費、特別療養費、移送費、特定疾病の認定、限度額適用・標準負担額減額の認定、高額療養費、葬祭費）不支給、不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった（基準収入額適用、一部負担金減額・免除・徴収猶予、食事療養標準負担額差額、生活療養標準負担額差額、療養費、特別療養費、移送費、特定疾病の認定、限度額適用・標準負担額減額の認定、高額療養費、葬祭費）については、下記の理由により不支給、不承認としましたので通知します。

記

被 保 険 者 番 号	
氏 名	
不支給、不承認年月日	年 月 日
不支給、不承認理由	

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
 〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
 電話番号 025-285-3222（業務課）

後期高齢者医療 療養費支給決定通知書

新潟県後期高齢者医療広域連合長



後期高齢者医療に係る療養費について、
決定しましたので、次の口座へお振込み
いたします。

1. 被保険者番号 _____
2. 被保険者氏名 _____
3. 対象となる年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 診療
4. 療養費の種類 _____ 食事標準負担差額
5. 振込み金額 _____ 円
6. 振込み予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
7. 支払方法
 金融機関名 _____
 金融機関支店名 _____
 口座名義人（カナ） _____
 口座番号 _____

※個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示して
おりません。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 発行

(差出人)

950-0965

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内

新潟県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課 医療給付係

電話 025-285-3222

支給番号

審査請求及び取消訴訟

(1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、
この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月
以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者
医療審査会に対して審査請求をすることができます。

（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、
審査請求が認められる場合があります。）

(2) この処分取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、
前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高
齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高
齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①
審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過
しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続
きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な
理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取
消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提
起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算し
て6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する
必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由が
あるときは、取消訴訟の提起が認められる場合に
あります。）

(3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提
起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を
経過した場合は行うことができません。（正当な理由
がある場合を除く。）

新潟県後期高齢者医療審査会

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁 国保・福祉指導課内

問い合わせ先

新潟県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課 医療給付係

電話 025-285-3222

年 月 日

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 

後期高齢者医療食事療養標準負担額差額支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療食事療養標準負担額の差額支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、決定金額の支払いにつきましては、 にて行います。

記

被 保 険 者 氏 名	
決 定 金 額	円
支 払 期 日	年 月 日 時以降
支払場所 (現金払いの方)	

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」)に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。(不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。)
- (2) この処分取消しの訴え(以下「取消訴訟」)は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内(以下「出訴期間」)に訴訟を提起する必要があります。(出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。)
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。(正当な理由がある場合を除く。)

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222 (業務課)

年 月 日

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 

後期高齢者医療生活療養標準負担額差額支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療生活療養標準負担額の差額支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、決定金額の支払いにつきましては、にて行います。

記

被 保 険 者 氏 名	
決 定 金 額	円
支 払 期 日	年 月 日 時以降
支払場所 (現金払いの方)	

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」)に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。(不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。)
- (2) この処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」)は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内(以下「出訴期間」)に訴訟を提起する必要があります。(出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。)
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。(正当な理由がある場合を除く。)

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222 (業務課)

後期高齢者医療 療養費支給決定通知書

新潟県後期高齢者医療広域連合長



後期高齢者医療に係る療養費について、
決定しましたので、次の口座へお振込み
いたします。

- 1. 被保険者番号 _____
- 2. 被保険者氏名 _____
- 3. 対象となる年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 診療
- 4. 療養費の種類 _____
- 5. 振込み金額 _____ 円
- 6. 振込み予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 7. 支払方法 _____
 - 金融機関名 _____
 - 金融機関支店名 _____
 - 口座名義人（カナ） _____
 - 口座番号 _____

※個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示して
おりません。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 発行

(差出人)

950-0965

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内

新潟県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課 医療給付係

電話 025-285-3222

支給番号

審査請求及び取消訴訟

(1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、
この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月
以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者
医療審査会に対して審査請求をすることができます。

（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、
審査請求が認められる場合があります。）

(2) この処分取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、
前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高
齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高
齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①
審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過
しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続
きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な
理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取
消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提
起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算し
て6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する
必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由が
あるときは、取消訴訟の提起が認められる場合に
あります。）

(3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提
起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を
経過した場合は行うことができません。（正当な理由
がある場合を除く。）

新潟県後期高齢者医療審査会

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁 国保・福祉指導課内

問い合わせ先

新潟県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課 医療給付係

電話 025-285-3222

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療療養費支給決定通知書

先に申請のありました後期高齢者医療療養費について次のとおり支給額が決定しましたので通知します。

支 給 決 定 合 計	
-------------	--

支給種類	請求件数	請求金額

なお、決定金額の支払いにつきましては、 に行います。

受 取 期 日	受 取 場 所 (現金払いの方)
年 月 日 時以降	

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222（業務課）

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療療養費支給決定通知書

先に申請のありました後期高齢者医療療養費について、下記のとおり支給額が決定しましたので通知します。

支給決定合計額	
---------	--

支給種類	請求件数	請求金額

あなたの依頼により、口座振替の手続きをとりました。請求の内訳は別添、支払内訳書を参照して下さい。

○支給期日 年 月 日

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

新潟県後期高齢者医療審査会
〒950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁 国保・福祉指導課内

問い合わせ先
新潟県後期高齢者医療広域連合
業務課 医療給付係
〒950-0965
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222（業務課）

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 

後期高齢者医療特別療養費支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった後期高齢者医療特別療養費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

被 保 険 者 氏 名	
決 定 金 額	円
支 払 期 日	年 月 日 時以降
支払場所 (現金払いの方)	

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」)に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。(不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。)
- (2) この処分取消しの訴え(以下「取消訴訟」)は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内(以下「出訴期間」)に訴訟を提起する必要があります。(出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。)
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。(正当な理由がある場合を除く。)

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222 (業務課)

後期高齢者医療 療養費支給決定通知書

新潟県後期高齢者医療広域連合長



後期高齢者医療に係る療養費について、
決定しましたので、次の口座へお振込み
いたします。

1. 被保険者番号 _____
2. 被保険者氏名 _____
3. 対象となる年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 診療
4. 療養費の種類 移送 _____
5. 振込み金額 _____ 円
6. 振込み予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
7. 支払方法
 金融機関名 _____
 金融機関支店名 _____
 口座名義人（カナ） _____
 口座番号 _____

※個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示して
おりません。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 発行

(差出人)

950-0965

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内

新潟県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課 医療給付係

電話 025-285-3222

支給番号

審査請求及び取消訴訟

(1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、
この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月
以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者
医療審査会に対して審査請求をすることができます。

（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、
審査請求が認められる場合があります。）

(2) この処分取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、
前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高
齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高
齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①
審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過
しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続
きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な
理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取
消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提
起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算し
て6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する
必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由が
あるときは、取消訴訟の提起が認められる場合に
あります。）

(3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提
起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を
経過した場合は行うことができません。（正当な理由
がある場合を除く。）

新潟県後期高齢者医療審査会

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁 国保・福祉指導課内

問い合わせ先

新潟県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課 医療給付係

電話 025-285-3222

後期高齢者医療移送費支給決定通知書

年 月 日

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 

次のとおり承認しましたので通知します。

承認番号	第 号	承認年月日	年 月 日		
養育医療券番号		交付年月日	年 月 日		
受給者	氏名	男 ・ 女	生 年 月 日	年 月 日	
	病名				
申請者	氏名		生 年 月 日	年 月 日	本人との続柄
	住所				
承認内容	目的	入院 看護 退院 通院	方 法	本人・付添い	
	区間運賃	普通運賃(1往復) 円			
	期間回数金額	年 月 日から 年 月 日まで	回 円		
指定医療機関名 及び担当医師名					

裏面もご覧ください

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222（業務課）

後期高齢者医療 高額療養費支給決定通知書

新潟県後期高齢者医療広域連合長



後期高齢者医療 高額療養費の支給について、
次のとおり決定しましたので通知いたします。

1. 被保険者番号 _____
 2. 被保険者氏名 _____
 3. 対象となる年月 _____ 年 _____ 月 診療
 4. 支給金額 _____ 円
 5. 支給予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 6. 支給方法 _____
 - 金融機関名 _____
 - 金融機関支店名 _____
 - 口座名義人（カナ） _____
 - 口座番号 _____
- ※個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示して
おりません。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 発行

(差出人)

950-0965

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内

新潟県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課 医療給付係

電話 025-285-3222

支給番号

審査請求及び取消訴訟

(1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）

(2) この処分取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）

(3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

新潟県後期高齢者医療審査会

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁 国保・福祉指導課内

問い合わせ先

新潟県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課 医療給付係

電話 025-285-3222

年 月 日

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療高額療養費支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった後期高齢者医療高額療養費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、決定金額の支払いにつきましては、 にて行います。

記

被 保 険 者 氏 名	
決 定 金 額	円
支 払 期 日	年 月 日 時以降
支払場所 (現金払いの方)	

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」)に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。(不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。)
- (2) この処分取消しの訴え(以下「取消訴訟」)は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内(以下「出訴期間」)に訴訟を提起する必要があります。(出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。)
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。(正当な理由がある場合を除く。)

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222 (業務課)

後期高齢者医療 葬祭費支給決定通知書

新潟県後期高齢者医療広域連合長



後期高齢者医療に係る葬祭費について、
決定しましたので、次の口座へお振込み
いたします。

1. 被保険者番号 _____
2. 被保険者氏名 _____
3. 亡くなった年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
4. 申請者 _____
5. 振込み金額 _____ 円
6. 振込み予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
7. 支払方法
 金融機関名 _____
 金融機関支店名 _____
 口座名義人（カナ） _____
 口座番号 _____

※個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示して
おりません。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 発行

(差出人)

950-0965

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内

新潟県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課 医療給付係

電話 025-285-3222

支給番号

審査請求及び取消訴訟

(1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、
この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月
以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者
医療審査会に対して審査請求をすることができます。

（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、
審査請求が認められる場合があります。）

(2) この処分取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、
前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高
齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高
齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①
審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過
しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続
の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な
理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取
消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提
起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算し
て6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する
必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由が
あるときは、取消訴訟の提起が認められる場合に
あります。）

(3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提
起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を
経過した場合は行うことができません。（正当な理由
がある場合を除く。）

新潟県後期高齢者医療審査会

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁 国保・福祉指導課内

問い合わせ先

新潟県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課 医療給付係

電話 025-285-3222

年 月 日

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 

後期高齢者医療葬祭費支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった葬祭費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、決定金額の支払いにつきましては、にて行います。

記

死亡者の氏名	
決定金額	円
支払期日	年 月 日 時以降
支払場所(現金払いの方)	

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」)に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。(不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。)
- (2) この処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」)は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内(以下「出訴期間」)に訴訟を提起する必要があります。(出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。)
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。(正当な理由がある場合を除く。)

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222(業務課)

後期高齢者医療給付の一時差止通知書

年 月 日

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 印

被保険者番号	
--------	--

年 月 日の申請より、保険給付が発生することになりましたが、あなたの後期高齢者医療保険料は、次のとおり滞納となっています。保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」）では滞納の方に対し、給付の支払い一時差止の措置が定められています。

したがって、次の期日までに保険料が納付されない場合には、法第92条の第1項又は第2項の規定に基づき、保険給付の支払い一時差止を行うことに決定しますので通知します。

「保険給付の支払い一時差止」とは、保険給付が発生したとき、給付金額の全部について支払いの一時差止を行うものです。

今回、給付の支払い一時差止の対象となる保険給付の金額は、次のとおりです。

差止の対象となる給付金額	円
--------------	---

《保険料滞納の状況》

過年度滞納保険料額	現年度滞納保険料額	うち1年6箇月期経過滞納年度・期・額・当該 期限（起算日を 年 月 日として）
円	円	円 (別紙内訳書のとおり)

以上の滞納額を 年 月 日までに納付してください。

滞納額は、 年 月 日現在です。行き違いに納入された場合には御了承願います。

この通知により、保険給付の支払一時差止が行われる場合でも、厚生労働省令(以下「政令」という。)で定める特別の事情がある場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、速やかに後期高齢者医療被保険者資格証明書を添えて、必要な申請を行ってください。

政令で定める特別な事情とは次のとおりです。

- (1) 保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下「滞納被保険者等」という。）がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- (2) 滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- (3) 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- (4) 滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- (5) 前各号に類する事由があったこと。

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222（業務課）

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療給付の一時差止に係る後期高齢者医療給付からの滞納額控除通知書

年 月 日付けで申請のありました後期高齢者医療に係る保険給付については、一時差止がなされましたが、なお滞納している後期高齢者医療保険料が納付されていませんので、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（以下「省令」）第75条の規定により、下記のとおり一時差止に係る保険給付の額から滞納している後期高齢者医療保険料を控除しますので通知します。

記

- 1 一時差止に係る保険給付の額 円
- 2 控除する滞納額 円

当該滞納額に係る納期限

年度後期高齢者医療保険料			年度後期高齢者医療保険料		
期別	滞納額	納期限	期別	滞納額	納期限
	円	年 月 日		円	年 月 日
	円	年 月 日		円	年 月 日
	円	年 月 日		円	年 月 日
	円	年 月 日		円	年 月 日
	円	年 月 日		円	年 月 日
	円	年 月 日		円	年 月 日
計	円		計	円	

※ 上記は、年 月 日現在の滞納額です。本通知と行き違いで納付されている場合は、直ちに申し出てください。

- 3 後期高齢者医療保険料を納付することができないことについて、省令第16条及び第73条に定める特別の事情がある場合には、年 月 日までに「特別の事情届書」を提出してください。

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222（業務課）

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料額決定通知書

※ 年度の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名			被保険者番号		
賦課管理番号		決定年月日	年	月	日
決定理由					
			年度分の後期高齢者医療保険料額 円		

保険料算定の基礎

① 賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
円	%	円	円	円	円
⑦所得割軽減額	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割減額	⑪保険料額※ ⑨-⑩
円	円	円		円	円

※100 円未満切捨

裏面もご覧ください

後期高齢者医療保険料額決定通知書について

1. 賦課の根拠

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、新潟県に居住する後期高齢者医療の被保険者に対して賦課したものです。

2. 保険料の算出方法

保険料算出方法は以下のとおりです。

所得割額 = 賦課のもととなる所得金額 (※1) × 所得割率 } 確定年保険料
均等割額 = 円 } [円を限度とする]

なお、年度途中で納付義務及び資格の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。

※1 賦課のもととなる所得金額 = 年中の所得 - 基礎控除額 (円)

3. 低所得者に対する軽減

(1) 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額 (※1) が 58 万円以下の方の所得割額を一律 5 割軽減します。

(2) 均等割額の軽減

同一世帯内の加入者と世帯主の合計所得金額をもとに、均等割額を下表のとおり軽減します。

均等割軽減額	同一世帯内の加入者とその世帯主の合計所得額
9 割 (31,770 円) 軽減 (※2)	33 万円以下かつ加入者全員が年金収入 80 万円以下で他の所得が無い場合
8.5 割 (30,005 円) 軽減 (※3)	33 万円以下
5 割 (17,650 円) 軽減	33 万円 + (加入者の数 (※4) × 26.5 万円 (※5)) 以下
2 割 (7,060 円) 軽減	33 万円 + (加入者の数 × 48 万円 (※6)) 以下

※2 平成 21 年度以降の保険料に適用されます。

※3 平成 20・21 年度追加軽減措置となります。なお、平成 20 年度は 30,200 円の軽減となります。

※4 平成 25 年度以前は世帯主を除く加入者の数となります。

※5 平成 26 年度以前は 24.5 万円、平成 27 年度は 26 万円となります。

※6 平成 25 年度以前は 35 万円、平成 26 年度は 45 万円、平成 27 年度は 47 万円となります。

4. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

制度加入前日において被用者保険（市町村国保・国保組合を除く健康保険）の被扶養者であった方は、所得割が課されず、均等割から 9 割 (31,770 円) が軽減(※7)されます。

※7 平成 20 年度分保険料では、4 月から 9 月分まで負担なし、10 月から 3 月分まで 9 割軽減された額となります。

制度加入前日に被用者保険の被扶養者であったにもかかわらず軽減されていない方は、市区町村窓口へお申し出ください。

5. 審査請求及び取消訴訟

(1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由がある場ときは、審査請求が認められる場合があります。）

(2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して 6 か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）

(3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

新潟県後期高齢者医療審査会 電話番号 025 (285) 5511 (代表)
〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県庁 国保・福祉指導課内

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合 電話番号 025-285-3222 (業務課)

〒950-0965 新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県自治会館本館内

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 

後期高齢者医療仮徴収額決定通知書

※ 年度の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名			被保険者番号	
決定年月日	年 月 日	決定理由		
			年度仮徴収額	円

保険料算定の基礎

年度保険料額		年度仮徴収額
円	×一	円

- 【 年度仮徴収額の計算方法】
- 年度保険料額（年度途中加入者は1年間加入していたものとみなした保険料額）を6（特別徴収回数。4,6,8,10,12,2月）で割り、100円未満を切り捨てたものに仮徴収回数（※）をかけます。
- ※4月に特別徴収を開始する場合＝3（4,6,8月）
- 6月に特別徴収を開始する場合＝2（6,8月）
- 8月に特別徴収を開始する場合＝1（8月）

裏面もご覧ください

後期高齢者医療仮徴収額決定通知書について

1. 賦課の根拠

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、新潟県に居住する後期高齢者医療の被保険者に対して賦課したものです。

2. 審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

新潟県後期高齢者医療審査会

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁 国保・福祉指導課内
電話番号 025 (285) 5511 (代表)

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222 (業務課)

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長



後期高齢者医療仮徴収額変更決定通知書

年度の後期高齢者医療保険料仮徴収額を変更しましたので通知します。

仮徴収額

被保険者氏名	
被保険者番号	
変更年月日	
変更理由	

変更前	変更後
円	円

後期高齢者医療仮徴収額変更決定通知書について

1. 賦課の根拠

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、新潟県に居住する後期高齢者医療の被保険者に対して賦課したものです。

2. 審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

新潟県後期高齢者医療審査会

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁 国保・福祉指導課内
電話番号 025 (285) 5511 (代表)

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222 (業務課)

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長



後期高齢者医療暫定保険料額決定通知書

※ 年度分の後期高齢者医療暫定保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者番号							
決定年月日	年	月	日	決定理由	暫定保険料額を決定したため						
				暫定保険料額	円						

保険料算定の基礎

前年度保険料額		暫定保険料額
	×——	

※後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、年 月 日現在の後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。

※審査請求及び取消訴訟

(1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）

(2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）

(3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

新潟県後期高齢者医療審査会

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁 国保・福祉指導課内
電話番号 025 (285) 5511 (代表)

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222 (業務課)

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書

※ 年度の後期高齢者医療保険料額を次のとおり変更しましたので通知します。

被保険者氏名			被保険者番号		
賦課管理番号		決定年月日	年	月	日
決定理由					

年度分の後期高齢者医療保険料額	円
-----------------	---

保険料算定の基礎

	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
変更前	円	%	円	円		円
変更後	円	%	円	円		円
	⑦所得割軽減額	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧		⑩月割減額	⑪保険料額※ ⑨-⑩
変更前	円	円	円	月数	円	円
変更後	円	円	円		円	円

※100円未満切捨

裏面もご覧ください

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書について

1. 賦課の根拠

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、新潟県に居住する後期高齢者医療の被保険者に対して賦課したものです。

2. 保険料の算出方法

保険料算出方法は以下のとおりです。

$$\begin{array}{l} \text{所得割額} = \text{賦課のもととなる所得金額} (\text{※1}) \times \text{所得割率} \\ \text{均等割額} = \text{円} \end{array} \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{均等割額} \end{array}} \right\} \begin{array}{l} \text{確定年保険料} \\ \text{円を限度とする} \end{array}$$

なお、年度途中で納付義務及び資格の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。

$$\text{※1 賦課のもととなる所得金額} = \text{年中の所得} - \text{基礎控除額} (\text{円})$$

3. 低所得者に対する軽減

(1) 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額(※1)が58万円以下の方の所得割額を一律5割軽減します。

(2) 均等割額の軽減

同一世帯内の加入者と世帯主の合計所得金額をもとに、均等割額を下表のとおり軽減します。

均等割軽減額	同一世帯内の加入者とその世帯主の合計所得額
9割(31,770円)軽減(※2)	33万円以下かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得が無い場合
8.5割(30,005円)軽減(※3)	33万円以下
5割(17,650円)軽減	33万円 + (加入者の数(※4) × 26.5万円(※5))以下
2割(7,060円)軽減	33万円 + (加入者の数 × 48万円(※6))以下

※2 平成21年度以降の保険料に適用されます。

※3 平成20・21年度追加軽減措置となります。なお、平成20年度は30,200円の軽減となります。

※4 平成25年度以前は世帯主を除く加入者の数となります。

※5 平成26年度以前は24.5万円、平成27年度は26万円となります。

※6 平成25年度以前は35万円、平成26年度は45万円、平成27年度は47万円となります。

4. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

制度加入前日において被用者保険(市町村国保・国保組合を除く健康保険)の被扶養者であった方は、所得割が課されず、均等割から9割(31,770円)が軽減(※7)されます。

※7 平成20年度分保険料では、4月から9月分まで負担なし、10月から3月分まで9割軽減された額となります。

制度加入前日に被用者保険の被扶養者であったにもかかわらず軽減されていない方は、市区町村窓口へお申し出ください。

5. 審査請求及び取消訴訟

(1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」)に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。(不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。)

(2) この処分取消しの訴え(以下「取消訴訟」)は、前記(1)の審査請求にかかる判決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の判決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内(以下「出訴期間」)に訴訟を提起する必要があります。(出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。)

(3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。(正当な理由がある場合を除く。)

新潟県後期高齢者医療審査会 電話番号 025(285)5511(代表)
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁 国保・福祉指導課内

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合 電話番号 025-285-3222(業務課)
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長



後期高齢者医療保険料徴収猶予決定通知書

先に申請がありました 年度分保険料の徴収猶予については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者番号		
徴収猶予決定年月日						
決定理由						
納 期	保険料額	徴収猶予期間		備 考		
合 計						

※審査請求及び取消訴訟
 (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」)に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。(不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。)
 (2) この処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」)は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内(以下「出訴期間」)に訴訟を提起する必要があります。(出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。)
 (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。(正当な理由がある場合を除く。)

【お問い合わせ】

新潟県後期高齢者医療広域連合
 〒950-0965
 住 所 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
 電話番号 025-285-3222(業務課)

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長



後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書

先に申請がありました 年度分保険料の徴収猶予については、次のとおり却下しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者番号	
徴収猶予決定年月日					
却下理由					
納期	保険料額	徴収猶予期間	備考		
合計					

※審査請求及び取消訴訟
 (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
 (2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
 (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

【お問い合わせ】

新潟県後期高齢者医療広域連合
 〒950-0965
 住 所 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
 電話番号 025-285-3222(業務課)

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長



後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書

先に申請がありました 年度分保険料の徴収猶予については、次のとおり取消しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

徴収猶予取消年月日	年 月 日
取 消 理 由	

納 期	保 険 料 額	取消前徴収猶予期間	取 消 後 納 期 限	備 考
合 計				

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内

電話番号 025-285-3222（業務課）

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 

後期高齢者医療保険料減免決定通知書

年 月 日付で申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり決定としたので通知します。

氏 名			年 度 区 分	年 度
			被 保 険 者 番 号	
決 定 年 月 日	年 月 日		決 定 減 免 額	円
減免前保険料額		円	減免後保険料額	円
減 免 理 由				

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
 〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
 電話番号 025-285-3222（業務課）

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料減免却下通知書

年 月 日付で申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり却下としたので通知します。

氏名	年度区分		年度
	被保険者番号		
決定年月日	年 月 日	決定減免額	円
減免前保険料額	円	減免後保険料額	円
減免却下理由			

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222（業務課）

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料減免取消通知書

年 月 日付で申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり取消としたので通知します。

氏名	年度区分		年度
	被保険者番号		
決定年月日	年 月 日	決定減免額	円
減免前保険料額	円	減免後保険料額	円
減免取消理由			

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222（業務課）

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料（暫定賦課額）修正決定通知書

年 月 日付けで修正の申出のあった後期高齢者医療保険料（暫定賦課額）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
決定年月日	年 月 日	年度区分	年度
決定理由			

暫定賦課額

変更前暫定賦課額（円）	変更後暫定賦課額（円）

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
電話番号 025-285-3222（業務課）

後期高齢者医療 高額介護合算療養費
支給決定通知書

新潟県後期高齢者医療広域連合長



高額介護合算療養費について、決定しましたので、次の口座へお振込みいたします。

1. 被保険者番号 _____
2. 被保険者氏名 _____
3. 計算対象期間 _____ 年 月 _____ 年 月
4. 振込み金額 _____ 円
5. 振込み予定日 _____ 年 月 日
6. 支払方法
 金融機関名 _____
 金融機関支店名 _____
 口座名義人（カナ） _____
 口座番号 _____

年 月 日 発行

(差出人)

950-0965

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内

新潟県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課 医療給付係

電話 025-285-3222

支給番号

※個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示して
おりません。

※今回の振込は「医療分」です。「介護分」について
は、およそ2ヶ月後に市町村から振込まれます。

審査請求及び取消訴訟

(1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）

(2) この処分取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）

(3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

新潟県後期高齢者医療審査会

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁 国保・福祉指導課内

問い合わせ先

新潟県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課 医療給付係

電話 025-285-3222

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療 高額介護合算療養費支給決定通知書

後期高齢者医療に係る高額介護合算療養費について、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、決定金額の支払いにつきましては、 にて行います。

記

被 保 険 者 氏 名	
決 定 金 額	円
支 払 期 日	年 月 日 時以降
支払場所(現金払いの方)	

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内

電話番号 025-285-3222（業務課）

様式第63号
高額介護合算療養費（後期高齢者医療分）
について

新潟県後期高齢者医療広域連合長



日ごろより、後期高齢者医療制度にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先に申請いただきました高額介護合算療養費等支給申請につきまして、世帯で負担されました「医療費」と「介護サービス」の合計額から支給額（自己負担額を超えた額）の計算をした結果、「医療費」分の支払いがありませんでしたので通知いたします。

年 月 日 発行

1. 被保険者番号 _____
2. 被保険者氏名 _____
3. 計算対象期間 _____年 月～ _____年 月
4. 支払いがない理由 _____

(差出人)

950-0965

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内

新潟県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課 医療給付係

電話 025-285-3222

審査請求及び取消訴訟

(1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）

(2) この処分（取消）の訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）

(3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

新潟県後期高齢者医療審査会

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁 国保・福祉指導課内

問い合わせ先

新潟県後期高齢者医療広域連合事務局

業務課 医療給付係

電話 025-285-3222

様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 

後期高齢者医療保険料減免変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり変更としたので通知します。

氏名			年度区分	年度
決定年月日			被保険者番号	
	減免前保険料額	決定減免額	減免後保険料額	
変更前				
変更後				
変更理由				

※審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」）に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。（不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が認められる場合があります。）
- (2) この処分取消しの訴え（以下「取消訴訟」）は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、新潟県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、新潟県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」）に訴訟を提起する必要があります。（出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。）
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません。（正当な理由がある場合を除く。）

【お問い合わせ】 新潟県後期高齢者医療広域連合
 〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内
 電話番号 025-285-3222（業務課）

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。